

2月17日(月)から

税の確定申告・申告はお早めに！

町県民税と所得税の申告時期が、近づいてきました。税務課では、別表の日程で申告相談を行います。次のことに注意して、正しく早めに申告をお願いします。

申告時に持参するもの

- ▼印鑑
- ▼平成14年中の所得がわかるもの（源泉徴収票・公的年金等支払報告書など）
- ▼社会保険料控除、生命保険料控除及び損害保険料控除を受けようとする方は、領収書又は支払証明書
- ▼（農協共済に加入されている場合、必ず共済掛金払込証明書を持参してください。）
- ▼医療費控除を受けようとする方は、平成14年中に支払った医療費の領収書
- ▼税務署から送付された申告書類など

町県民税

申告が必要な方

今年1月1日現在、町内に住所を有し、昨年中に次の項目に該当する方は、3月17日(月)までに申告をしなければ

なりません。ただし、所得税の確定申告をした方は除きます。

▼営業・農業・その他事業を営んでいる方

▼日雇・大工・パート収入のあった方

▼地代や家賃、配当等の収入があった方

▼給与所得者で、主たる給与以外の所得が20万円以下の方

▼厚生年金や国民年金などから年金を受給している方

国保加入者も必ず申告を 国民健康保険に加入している方は、前年中の所得の申告が必要です。前年中まったく所得のなかった方も必ず申告を行ってください。申告のない場合は国保税の軽減措置の適用が受けられなくなり、ご注意ください。

申告した所得は 申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税・納税証明の基礎となります。

①児童手当や老人医療を受けるとき

②老齢・障害福祉年金の支給を受けるとき

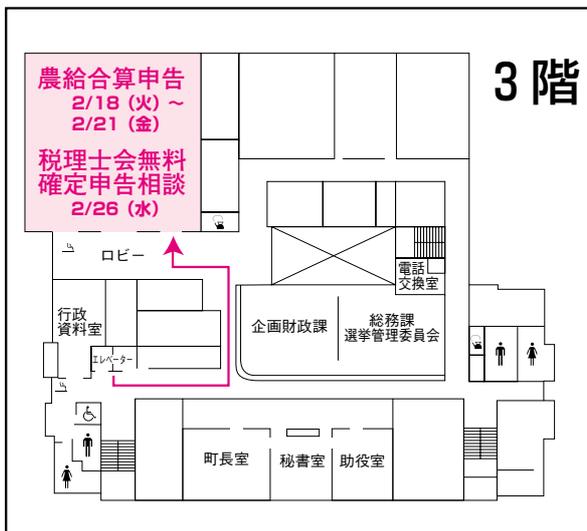
③保育所の入所申請をするとき

④奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき

⑤公営住宅を申し込むとき

⑥金融機関などから融資などを受けるとき

申告会場（役場庁舎）



申告は集会所でも 各地区の公民館又は集会所でも申告相談を3ページの別表の日程で行います。

税務署での確定申告相談

下記の日程で確定申告相談を行います。どなたでも、お気軽にご利用ください。申告書、収支内訳書などの記載のしかた、作成方法についてご説明します。なお、申告書などはご自分で作成していただけます。

場所	期間	会場名
松山税務署	2月17日(月) ~3月17日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎

受付時間 9時~11時、13時~16時

相談内容 所得税、消費税・地方消費税、贈与税の申告書類などの作成

持参資料

- ①申告書（税務署から送付された申告書をお持ちの方のみ）
- ②源泉徴収票
- ③印鑑、筆記用具、電卓
- ④所得計算に必要な書類
- ⑤医療費の領収書（医療費控除を受けようとする方）
- ⑥支払保険料の証明書
- ⑦還付金の受取口座の通帳 など

問い合わせ 松山税務署 個人課税部門 ☎941-9121